

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について情報提供します。

(派 04-300604)

事業所 株式会社 ニッシン工業

住 所 宮城県石巻市門脇字二番谷地 8 番地 4

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

令和 8 年 6 月 1 日付け派遣労働者数	8 人
令和 8 年 6 月 1 日付け派遣先事業所数	3 社
① 労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当たりの平均)	31,920 円
② 派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間あたりの平均)	17,147 円
マージン率 (①-②÷①×100)	46.2%

※賃金には、給料・手当等を含みます。

※マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名: 西村 建 電話番号: 0225-93-2197)

②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の 費用負担・賃金支給
ビジネスマナー研修	入社 1 年目～3 年目	OFF-JT	派遣元	無償・有給
責任者・リーダー研修	入社 4 年目以降	OFF-JT	派遣元	無償・有給
施工管理研修	派遣中	OJT	派遣先	無償・有給
事務職研修	派遣中	OJT	派遣先	無償・有給

3. 福利厚生に関する事項

- ◇ 各種社会保険 (労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
- ◇ 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- ◇ 定期健康診断受診
- ◇ 資格取得支援

4. 労使協定締結の有無

- ◇ 労使協定締結して (いる) ・ (いない)

労使協定を締結している場合は、
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
(施工管理業務・一般事務業務に従事する者)
労使協定の有効期間の終期 (令和 9 年 3 月 31 日)